令和８年度　第２回定期・随時募集

行田市市営住宅
入居者募集案内
令和８年１１月募集

市営住宅とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

募集住戸一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

入居申込みのスケジュール・・・・・・・・・・・Ｐ３～Ｐ６

入居申込み上の注意等・・・・・・・・・・・・・Ｐ７～Ｐ９

市営住宅申込みに必要な書類・・・・・・・・・・Ｐ１０～Ｐ１２

収入月額計算方法・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３～Ｐ１４

入居手続きについて・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５

入居後について・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５

資料１～資料１４・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７～Ｐ４３

行田市市営住宅一覧・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４５

市営住宅の部屋についてご紹介・・・・・・・・・Ｐ４６

お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社　熊谷支所
TEL：０４８―５７７－６０４３　　FAX：０４８―５２４－９７６９
受付時間　午前８：３０　～　午後５：１５
(土・日・祝日 及び １２月２９日から１月３日を除く)

市営住宅とは

市営住宅は、住宅に困っている所得の少ない方々のために建設された住宅です。比較的安価な家賃額で入居できますが、民間住宅とは異なり、いろいろな義務や制限が条例等で定められています。

また、子育て中の若い世帯やご年配の方、障がいのある方などさまざまな方がお住まいです。入居者の皆様にはルールやマナーを守っていただきますようお願いいたします。

１団地自治会活動への参加にご協力ください。

市営住宅の自治会は、団地敷地内の管理活動を行っているほか、入居者相互の親睦活動、共益費の徴収を行っており、共同住宅での生活を快適に過ごすうえで不可欠な組織です。入居後は団地自治会に入会いただき、明るい住まいづくりにご協力ください。

２共益費や駐車場使用料は別途かかります。

市営住宅では、家賃のほかに共同で利用する施設等の管理費用として「共益費」が必要となります。共益費は各団地により負担金額が異なり、それぞれの団地の自治会が管理しています。

駐車場は、団地敷地内にはありませんので、近隣の民間駐車場を各自ご契約ください。

３毎年の収入申告や世帯の異動に伴う手続きが必要です。

入居後も毎年、収入の申告を行うことや、同居・転出等が発生した場合は、市役所への届け出とともに埼玉県住宅供給公社への手続きが必要となります。

４お部屋の修繕は必要最低限です。

お部屋は、皆様にご入居いただく前に、修繕やクリーニング等を実施しておりますが、床、壁、天井、木枠、建具等にキズや色染み等が残っている場合があります。

残っていたキズや色染みは、住宅の使用に支障のない場合そのままご使用いただきます。あらかじめご理解ご了承のうえ、お申込み・ご入居いただきますようお願いいたします。

５ペットの飼育や一時預かり、給餌は禁止です。

犬、猫、鳥類その他の動物飼育（一時預かりを含む）及び給餌を禁止しています。

令和８年度　第２回定期・随時募集住戸一覧

■定期募集（住宅困窮度判定による入居）

受付期間：令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月３０日（月）消印有効

番号	住宅名		階数	募集戸数	間取（畳数）	家賃の目安（月額）
1	単身可	小橋３号棟	３階	1	３ＤＫ（6・4.5・4.5）	14,300～28,000
2		小橋６号棟	１階	1	３ＤＫ（6・4.5・4.5）	15,600～30,700
3		小橋６号棟	２階	1	３ＤＫ（6・4.5・4.5）	15,600～32,000
4		斎条２号棟	３階	1	３ＤＫ（6・5・4）	23,100～45,300
5		斎条３号棟	１階	2	３ＤＫ（6・5・4）	24,000～47,100
6		斎条３号棟	２階	1	３ＤＫ（6・5・4）	24,000～47,100
7	単身不可	勝呂	２階	1	３ＤＫ（6・5・4）	22,500～44,100

■随時募集（電話申込みにより先着順で入居）

受付期間：令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月２８日（月）必着

番号	住宅名		階数	募集戸数	間取（畳数）	家賃の目安（月額）
8	単身可	小橋４号棟	３階	1	２ＵＤＫ（6・6）	13,300～26,200
9		中斉１号棟	３階	1	３ＤＫ（6・5・4）	20,500～40,300
１０		旭町	２階	1	３ＤＫ（6・6・5）	16,700～32,800
１１	単身不可	勝呂	４階	1	３ＤＫ（6・5・4）	21,900～43,100

※Ｕ…２畳半程の納戸です。

（注）単身での入居には要件がございます。詳しくは８ページをご覧ください。

（注）各住宅とも中層（3～5 階建）耐火住宅ですが、エレベーターはありません。

（注）間取の（　）内は、部屋の畳数を表します。

入居申込みのスケジュール（申込みから入居まで）

定期募集(住宅困窮度判定による入居)

申込み資格の確認

「入居者募集案内」7～9 ページ記載の「申込み資格」で確認してください。
※随時募集と募集住戸が異なります。お間違いのないように注意してください。

▼

申込みの方法

申込書とともに、全員の方が提出する書類(10 ページ)および該当者提出書類(11～12 ページ)の該当する書類を郵送してください。
【申込み期間】　令和 8 年 11 月 2 日(月)～令和 8 年 11 月 30 日(月)消印有効
【不足書類締切】令和 8 年 12 月 11 日(金)必着
【郵　送　先】　〒360-0826　熊谷市赤城町 1-147-2
埼玉県住宅供給公社　熊谷支所　市営住宅担当

▼

書類の確認、不足及び不備書類の連絡

書類の確認及び不足書類の請求は、申込み期間中随時行います。
【不足書類提出最終締切】令和 8 年 12 月 11 日(金)必着
※不足書類を期限後に提出した方は失格となりますのでご注意ください。

▼

暴力団員調査

申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないことを埼玉県警察本部に照会します。この照会に該当された世帯は失格となります。

▼

入居資格審査

申込まれた方が複数の募集住宅は、申込まれた世帯の状況を資格審査書類により住宅困窮度判定いたします。住宅困窮度判定により登録順位（入居予定者、補欠、落選）を決定し、判定の結果は郵送いたします。
同順位の場合には抽選により決定いたします。対象者の方には通知し公開抽選会を開催いたします。
【登録順位等のお知らせ】令和 8 年 12 月 25 日(金)送付予定

▼

入居手続きに必要な書類

入居予定者に「入居承認書」「市営住宅入居請書」「敷金納付書」等入居手続きに必要な書類を送付します。
【発送予定日】令和９年１月８日(金)送付予定

▼

入居手続き書類の提出

入居予定者は、「市営住宅入居請書」「敷金(家賃の３ヶ月分)納付書兼領収書の写し」緊急時等連絡先になられる方(1名)の「本人確認書類の写し」を提出してください。
【提出期限】令和９年１月 22 日(金)必着

▼

入居説明会及び鍵渡し

入居に際しての手続きや注意事項について説明会を行います。
【日時】令和９年２月１日(月)10：00～
【場所】埼玉県住宅供給公社　熊谷支所

▼

入居

【入居指定日】令和９年２月１日(月)
入居指定日から 15 日以内に入居してください。
家賃は入居指定日より発生します。入居しましたら、室内の状態や設備等をご確認ください。
異常・不具合等があった場合は、埼玉県住宅供給公社熊谷支所までご連絡ください。

▼

入居完了

入居後 14 日以内に行田市役所市民課にて住民登録の手続き(転入・転居)を行ってください。
手続き完了後、「住民票(世帯全員・続柄記載)」「入居完了届」「室内確認書」を埼玉県住宅供給公社 熊谷支所へ提出をお願いします。
☆郵便局、水道、電気、ガスの手続きも速やかに行ってください。

〈補欠の方について〉

「補欠」の方は当選者が辞退または入居資格がなかった場合に繰上当選となります。
繰上当選が決定した場合のみご連絡いたします。
令和９年１月 25 日(月)までに連絡がない場合は「落選」となります。
繰上当選通知が届いた方は、後日入居に必要な書類を送付いたします。

繰り上げ当選の方の入居説明会及び鍵渡し
【日時】令和９年３月１日(月)10：00～
【場所】埼玉県住宅供給公社　熊谷支所

随時募集（電話申込みにより先着順で入居）

申込み資格の確認

「入居者募集案内」7～9 ページ記載の「申込み資格」を確認してください。
※定期募集と募集住戸が異なります。お間違いのないよう注意してください。

申込みの方法

まず、埼玉県住宅供給公社熊谷支所へ電話でお申込みください。
電話申込み後、申込書とともに全員の方が提出する書類(10 ページ)および該当者提出書類(11～12 ページ)の該当する書類を指定期日までにお持ちください。
先に申込み者の登録があった場合は、次点登録となります。先に申込まれた方が入居資格審査により失格、あるいは辞退された場合に、申込みについてご案内させていただきます。
【電話・書類 申込み期間】令和 8 年 11 月 2 日(月)～令和 8 年 12 月 28 日(月)必着
【お問い合わせ】048-577-6043
【提　出　先】　〒360-0826　熊谷市赤城町 1-147-2
埼玉県住宅供給公社　熊谷支所　市営住宅担当

書類の確認、不足及び不備書類の連絡

書類の確認及び不足書類の請求は、申込み期間中随時行います。
不足書類の提出は、その都度期限を設定いたします。
※不足書類を期限後に提出した方は失格となりますのでご注意ください。

入居資格審査

入居資格審査の結果を随時送付します。
なお、提出いただいた書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

暴力団員調査

申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないことを埼玉県警察本部に照会します。この照会に該当された世帯は失格となります。

入居手続きに必要な書類

入居予定者に「入居承認書」「市営住宅入居請書」「敷金納付書」等入居手続きに必要な書類を送付します。

入居手続き書類の提出

入居予定者は、「市営住宅入居請書」「敷金(家賃の 3 ヶ月分)納付書兼領収書の写し」緊急時等連絡先になられる方(1 名)の「本人確認書類の写し」を提出してください。

▼

入居説明会及び鍵渡し

入居に際しての手続きや注意事項について説明会を行います。
11 月申込者【日時】令和 9 年 2 月 1 日（月） 10：00～
【場所】埼玉県住宅供給公社　熊谷支所
12 月申込者【日時】令和 9 年 3 月 1 日（月）
【場所】埼玉県住宅供給公社　熊谷支所

▼

入居

11 月申込者【入居指定日】令和 9 年 2 月 1 日（月）
12 月申込者【入居指定日】令和 9 年 3 月 1 日（月）
入居指定日から 15 日以内に入居してください。
家賃は入居指定日より発生します。入居しましたら、室内の状態や設備等をご確認ください。
異常・不具合等があった場合は、埼玉県住宅供給公社熊谷支所までご連絡ください。

▼

入居完了

入居後 14 日以内に行田市役所市民課にて住民登録の手続き(転入・転居)を行ってください。
手続き完了後、「住民票(世帯全員・続柄記載)」「入居完了届」「室内確認書」を埼玉県住宅供給公社 熊谷支所へ提出をお願いします。
☆郵便局、水道、電気、ガスの手続きも速やかに行ってください。

入居申込み上の注意等

1 申込み資格

市営住宅に申込みできる方は、次の①から⑥までのすべての要件を備えていることが必要です。ただし、単身の方でも単身入居要件（P8 別記 1）に該当する方は、申込みできます。

※単身とは申込者本人に現に戸籍上の配偶者がいないこと及び同居できる親族がいないことです。

① 原則同居する親族（原則として同一世帯に属する1親等の親族とする）がいること。

【注意事項】

ア） 婚約中で申し込む場合は、入居指定日の前日までに婚姻したことを確認できることが条件となります。

イ） 内縁関係、事実婚の関係で申し込む場合は、双方に配偶者がおらず、かつ住民票で 1 年以上同居していることを確認できることが条件となります。

ウ） 事実上婚姻関係が解消した世帯で申し込む場合は、家庭裁判所に離婚の調停を申立てていること又は配偶者と 1 年以上別居していることを住民票等で確認できること等が条件となります。

エ） 病気・高齢・障がい等で介護・看護・世話等を要する場合等の特別な事情がある場合は、2 世帯又は3親等の親族まで入居できます。

なお、夫婦のどちらか一方がこどもと申し込む場合（DV被害者の方を除く）や、社会通念上著しく不自然な世帯分離は申込みできません。

② 入居しようとする世帯の収入月額が、次の基準内にあること。

入 居 者 区 分	収 入 月 額
本 来 入 居 者 （一般階層）	158，000円以下
高齢者世帯等（P8 別記 2） （裁量階層）	214，000円以下

※ 収入月額とは、入居しようとする世帯全員の1年間の所得から、一定要件の控除額を差し引いた金額を 12 で除したものです。

③ 行田市内に住所又は勤務場所があること。

④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

原則、自己所有の住宅や地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅に居住している方は「住宅に困窮」しているとは認められません。

⑤ 市税（国民健康保険税、軽自動車税を含む）を完納していること。

⑥ 申込者又は同居者が暴力団員でないこと。

単身入居要件及び高齢者世帯等の収入基準緩和要件

（別記1）　単身入居要件

次のいずれかに該当する方は、単身であっても市営住宅入居の申込みをすることができます。

ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める方を除くものとします。

① 60 歳以上　（申込日での年齢）

② 障がい者で次のいずれかの手帳等の交付を受けている

・1 級～4 級の身体障がい者手帳

・1 級～3 級の精神障がい者保健福祉手帳等

・Ⓐ、A、B又は C の療育手帳等

③ 戦傷病者手帳の交付を受けている（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症

まで、又は同法別表第 1 号表ノ3 の第 1 款症）

④ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

⑤ 生活保護受給者又は中国残留邦人等に対する支援給付受給者

⑥ 海外引揚者(本邦に引揚げた日から起算して 5 年を経過していない)

⑦ ハンセン病療養所入所者等

⑧ DV被害者(配偶者暴力防止等法第1条第 2 項に規定する被害者で保護が終了した日または、裁判所がした命令の効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない)

（別記2）　高齢者世帯等の収入基準緩和要件 （裁量階層）

入居に当たって、同居しようとする親族に、次のいずれかに該当する方がいる場合の収入月額基準は「158, 000 円以下」から「214, 000 円以下」まで緩和されます。

① 入居者が 60 歳以上であり、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満である場合（60 歳以上の単身入居者も該当します。）

② 障がい者で次のいずれかの手帳等の交付を受けている

・1 級～4 級の身体障がい者手帳

・1 級又は 2 級の精神障がい者保健福祉手帳等

・Ⓐ、A又はBの療育手帳等

③ 戦傷病者手帳の交付を受けている（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2 の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3 の第1款症）

④ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

⑤ 海外引揚者（本邦に引揚げた日から起算して 5 年を経過していない）

⑥ ハンセン病療養所入所者等

⑦ 同居者に義務教育が終了するまでの方がいる場合

⑧ 同居者に18歳未満の方が 3 人以上いる場合

（注）各年齢は、申込日での年齢とします。

※ 申込みにあたっての注意点

- □ 申込者本人が成人であること。
- □ 申込書提出後は、「入居希望住宅」を変更することはできません。
- □ 申込書類の返却はできません。
- □ 行田市役所　営繕課での申込受付は行うことができません。
- □ 一世帯で2通以上の申込みをしたとき、又は同一人の氏名を 2 通以上申込みしたときは失格となります。
- □ P2 より希望する住宅を1つだけ選んでください。複数記入した場合失格となります。
- □ 申込内容が虚偽、誤り、不備があったときは失格となります。
- □ 申込みは消印有効ですが、不足書類は指定期日必着です。指定期日以降に届いたものは受取できません。余裕をもってお申込みください。
- □ 申込後、住所及び電話番号の変更の連絡がなかった為連絡が取れなくなった場合失格となります。
- □ 住宅内での動物の飼育は禁止です。一時的に預かることもできません。
 動物の飼育をしないことを誓約し履行できること。現時点、ペットを飼育している方の申込みは受付できません。
 動物を飼育していることを発見した場合又は騒音の発生等、他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたときは、条例の規定により明け渡しの対象となります。
- □ 住宅の転貸や入居の権利を譲渡、無断で住宅以外の用途に使用したときは明け渡しの対象となります。
- □ 風呂釜、浴槽は全ての住宅に設置されていますが、照明器具、ガスコンロ、エアコン、網戸、キッチンの瞬間湯沸し器等は入居者の方にご用意いただきます。部屋によっては、エアコンの室外機が設置できない場合がありますので、窓用エアコンを設置してください。
- □ 入居資格審査や部屋の修繕等に期間が必要な為、即日入居はできません。

市営住宅申込みに必要な書類

1　［申込者全員に提出していただく書類］

No	書類の種類	ページ 発行	書類の内容
1	市営住宅 入居申込書	P17～P18 （資料１）	・市営住宅入居申込書
2	同　意　書	P19 （資料２）	住所・氏名等の記名が必要です。
3	世帯全員の住民票	市民課	世帯全員で続柄の記載のあるもの
4	令和８年度 （令和７年分） 課税(非課税)証明書	税務課	入居しようとする方の全員分が必要です。 （中学生以下は不要）
5	市税完納証明書	税務課	入居しようとする方の全員分が必要です。 （中学生以下は不要）
6	現在住んでいる 住宅の証明書		民営のアパート、貸家等に住んでいる方 ・賃貸契約書の全ページの写し(契約期間内)
		P21 （資料３）	社宅等で賃貸借契約書のない方 ・入居証明書
		税務課	親族等の家に住んでいる方 ・家屋の固定資産評価証明書（所有権記載のもの） （共有名義の場合は、共有者全てが分かるもの）

（注）　住民票、課税証明書等各種証明書は、発行後３か月以内のものを添付してください。
記入するものを除き、写しと記載のない書類はすべて原本が必要です。
マイナンバーカードをお持ちの方は、行政機関発行の書類であればお近くのコンビニエンスストアで取得できる場合があります。

2　［該当する方のみ提出していただく書類］

No	区分	ページ 発行	書類の名称・内容
1	申込みする前年の 1月2日以降に現在の 職場に就職した方	P23 （資料４）	・給与支払証明書 （勤務先の代表者等が証明したもの）
2	申込みする前年の 1月2日以降に自営業 を開業した方	P25 （資料５）	・収支明細書
			・税務署長に提出した開業届の控えの写し
3	申込みする前年の 1月2日以降に退職 し、現在無職の方	P27 （資料６）	次のいずれかの書類 ・雇用保険受給資格者証の両面の写し ・退職証明書 （退職した勤務先の代表者等が証明したもの）
4	市外在住で行田市内 に勤務先がある方	P29 （資料７）	・在職証明書 （勤務先の代表者等が証明したもの）
5	ひとり親世帯 （母子・父子世帯）	市民課	・戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のもの）
6	配偶者のいない成人 (単身入居予定の方含む)	市民課	・戸籍謄本（配偶者のいないことが確認できる書類）
7	単身で申し込む方	市民課	・戸籍謄本（配偶者の有無が確認できるもの）
		P31～P32 （資料８）	・自活状況申立書
8	生活保護受給者	福祉課	・生活保護受給証明書（福祉事務所発行のもの）
9	障がい者等の認定を 受けている方		次のいずれかの書類 ・身体障がい者手帳の写し ・精神障がい者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し ・戦傷病者手帳の写し ・被爆者健康手帳の写し ・ハンセン病療養所等入所証明書等、特定の認定を受けている場合の証明書
10	婚約中の方 （入居指定日から 同居することが条件）	P33 （資料９）	・婚約申立書
		市民課	・住民票（それぞれの方のもの）
		市民課	・戸籍謄本等（入居指定日の前日までに婚姻したことが確認できるものを入居指定日までに提出）
11	内縁関係、事実婚 の関係に該当する方	P35 （資料１０）	・内縁関係、事実婚(パートナーシップ)申立書
		市民課	・戸籍謄本（それぞれの方のもの） ・１年以上の同居(申込み締切日時点)が確認できる世帯全員で続柄記載の住民票

※戸籍謄本、住民票、税務諸証明を市役所の窓口で交付申請する際は、公的機関が発行した身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)の提示が必要となります。
なお、日曜開庁では本籍が行田市以外の方の交付は出来ませんのでご注意ください。（次のページへ続く）

	区分	ページ 発行	書類の名称・内容
12	パートナーシップの関係に該当する方	P35 （資料１０）	・内縁関係、事実婚(パートナーシップ)申立書
		人権・男女共同参画推進課	・行田市パートナーシップ宣誓書受領証の写し
13	事実上婚姻関係が解消した世帯	P37 （資料１１）	・申出書
		市民課	・戸籍謄本
			次のいずれかの書類 ・家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書 ・児童扶養手当証明書 ・1 年以上の別居が確認できる双方の世帯全員で続柄記載の住民票 （同居しない配偶者の住民票が入手不能の場合は、１年以上前に住所異動したことを証する書類（戸籍の附票)）
14	DV 被害者世帯 （P8 参照）	P39 （資料１２） P41 （資料１３）	次のいずれかの書類 ・DV 被害者世帯証明書 ・公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書 ・裁判所が決定した保護決定書の写し
15	２世帯又は３親等までの親族と同居する場合	市民課	・それぞれの方の戸籍謄本（本人と同居者の親族関係が分かるもの）
		市民課	・住民票（同居しようとする方のもので続柄記載のあるもの）
		P43 （資料１４）	・同居に関する理由書
			次のいずれかの書類 ・診断書　　・各種障がい者手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し ・その他介護、看護等が必要なことを証明するもの
16	日本国籍のない方		・住民票（世帯全員で続柄記載のあるもの）
			・在留カード又は特別永住者証明書（カード）両面の写し(世帯全員)
17	母子(父子)世帯、配偶者のいない成人又はひとり親の外国籍の方		独身証明書(婚姻要件具備証明書)等､配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳
18	自宅をお持ちの方		・自宅に居住継続が不可能なことを証明するもの（家屋等売買契約書の写し、土地収用等証明書の写し、競売開始通知書の写し等)

収入月額計算方法

○年間収入金額から計算する場合

自営業の方・年の途中で就職又は退職された方等は、【A】から計算してください。
課税年金所得者は、【B】から計算してください。
非課税年金受給者の方は年間所得金額はありません。
┈┈は、収入がある方が 2 人以上の場合に使用してください。

年間収入金額

① 円

② 円

③ 円

○年間所得金額から計算する場合

給与所得者等は【C】から計算して下さい。
源泉徴収票は所得控除後の欄の額です。

【A】年間収入金額から年間所得金額を算出

ア)端数処理

推定年間収入額を下記の表に従って端数処理をします。

年間収入金額の範囲	端数整理の方法・結果
1,618,999 円以下	端数整理しない
1,619,000 円以上　1,619,999 円以下	1,619,000 円
1,620,000 円以上　1,621,999 円以下	1,620,000 円
1,622,000 円以上　1,623,999 円以下	1,622,000 円
1,624,000 円以上　1,627,999 円以下	1,624,000 円
1,628,000 円以上 6,599,999 円以下の場合、次の計算を行い端数整理する。 ※推定年間収入を 4,000 で除して小数点以下を切り捨て、これに 4,000 を乗じる。 例)2,131,987÷4,000＝532.9967→532×4,000＝2,128,000	
6,600,000 円以上	端数整理しない

端数整理の結果

① 円

② 円

③ 円

イ)年間所得金額の計算

端数整理した金額を下記の表により年間所得金額を計算します。

端数整理後の年間収入金額	端数整理の方法・結果
650,999 円以下	0
651,000 円以上　1,899,999 円以下	年間収入金額－650,000
1,900,000 円以上　3,599,999 円以下	端数整理後の年間収入金額×0.7－80,000
3,600,000 円以上　6,599,999 円以下	端数整理後の年間収入金額×0.8－440,000
6,600,000 円以上　8,499,999 円以下	年間収入金額×0.9－1,100,000
8,500,000 円以下	年間収入金額－1,950,000

年間所得金額(一般)

① 円

② 円

③ 円

【B】年金収入から年間所得金額を算出

公的年金の源泉徴収票の支払い金額又は年金の支払い通知書合計額を下記の表により計算します。
(国民年金・厚生年金・共済年金等の課税年金受給者の方)

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額(円)
65 歳以上	1,100,000 円以下	0
	1,100,001 円以上　3,299,999 円以下	年金額-1,100,000
	3,300,000 円以上　4,099,999 円以下	年金額×0.75-275,000
	4,100,000 円以上　7,699,999 円以下	年金額×0.85-685,000
65 歳未満	600,000 円以下	0
	600,001 円以上　1,299,999 円以下	年金額-600,000
	1,300,000 円以上　4,099,999 円以下	年金額×0.75-275,000
	4,100,000 円以上　7,699,999 円以下	年金額×0.85-685,000

年間所得金額(年金)

① 円

② 円

③ 円

※遺族年金・障がい者年金・老齢福祉年金等の非課税年金受給者の方は、年間所得金額は 0 となります。
給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が〔給与所得控除後の給与等の金額(10 万円超の場合は 10 万)+公的年金等に係る雑所得の金額(10 万円超の場合は 10 万)〕－10 万円＝給与所得控除後の金額から控除する額

【C】世帯の総年間所得金額の計算

全員の年間所得を合計します。

年間所得金額 ① 円 ＋ 年間所得金額 ② 円 ＋ 年間所得金額 ③ 円 ＝ 世帯の総年間所得金額 【C】 円

次のページＥへ

【D】控除金額の計算

該当するものを選択し、控除額を計算します。

控　除　名		控　除　の　対　象　者	控　除　金　額
一般控除 （同居・扶養親族）		入居しようとする親族(本人を除く)及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人。(遠隔地扶養とは所得税法に基づいた扶養親族であり、仕送りしているだけでは該当しません。)	380,000 円×　　人 ＝　　円
特別控除	給与所得等控除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000 円×　　人 ＝　　円 （所得金額が１０万円未満である場合には、当該所得額）
	老人扶養親族	扶養親族(所得金額 58 万円以下)のうち年齢 70 歳以上の方がいる場合（扶養親族には同一生計配偶者も含む）	100,000 円×　　人 ＝　　円
	特定扶養親族	扶養親族(所得金額 58 万円以下)のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の方	250,000 円×　　人 ＝　　円
	障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア) 児童相談所などから中度・軽度の知的障がい者と判定された方 (イ) ２級、３級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 (ウ) ３級～６級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 (エ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで及び第一款症までの方 (オ) 年齢 65 歳以上で障がいの程度でア、ウと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	270,000 円×　　人 ＝＿＿＿＿＿円 （同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象）
	特別障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア) 心神喪失の状況にある方 (イ) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で１級の方 (ウ) 児童相談所などから重度の知的障がい者と判定された方 (エ) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で１級・２級の方 (オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第三項症までの方 (カ) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 (キ) 年齢 65 歳以上で障がいの程度がア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 (ク) 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000 円×　　人 ＝＿＿＿＿＿円 （同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は控除額が大きいものが対象）
	ひとり親	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で、次の要件にすべてに当てはまる方 (1) 生計を一にするこども(所得金額 58 万円以下)がいること (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	350,000 円×　人 ＝＿＿＿＿＿円 （所得額 35 万円未満の場合は当該所得額）
	寡婦	所得者本人が、アからウのいずれかに該当し、かつ、(1)から(3)の要件すべてに当てはまる方 (ア) 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方 (イ) 夫と死別してから婚姻していない方 (ウ) 夫の生死が明らかでない方 (1) ひとり親に該当しないこと (2) 合計所得金額が 500 万以下であること (3) 所得所本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000 円×　　人 ＝＿＿＿＿＿円 （所得額 27 万円未満の場合は当該所得額）
控除額合計（総控除額）			【D】　　円

【E】収入月額の計算

世帯の総年間所得金額から総控除額を差引き 12 で割ります。

前ページ【C】から

世帯の総年間所得金額		総控除額		収入月額
（ 【C】　円	―	【D】　円	）÷12＝	円

入居手続きについて

入居予定者となった方には「市営住宅入居承認書」「市営住宅入居請書」「敷金納入通知書」を送付いたします。承認のあった日から10日以内に手続きを行ってください。

1 敷 金

入居手続きの際に、家賃の３か月分の「敷金」を納入していただきます。
この敷金は、退去されるときに未納家賃及び退去修繕個人負担分に充当することも可能です。
なお、充当後に残額がある場合は住宅名義人の口座へ振込みによりお返しいたします。

2 緊急時等連絡先

入居の際には、緊急時等連絡先が必要となります。
緊急時等連絡先は、入居者と連絡が取れなくなった場合や入居者が倒れた場合などの緊急時に連絡が取れ、対応できることが条件となります。
また、入居手続きの際に緊急時等連絡先になられる方には「市営住宅入居請書」「同意書」に記名していただき、併せて「公的機関が発行した顔写真付の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)の写し」を提出していただきます。

入居後について

1 家 賃

家賃は、引越し日にかかわらず、入居指定日より発生いたします。
家賃額は、世帯の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模や立地条件、築年数などの条件が加味されて決まります。
家賃の支払いは、原則として口座振替となります。
入居後は、毎年「収入申告」をしていただき、その結果に基づき次年度の家賃額を決定します。
家賃を３か月以上滞納された場合、住宅の明け渡しを請求いたします。

2 共益費

家賃の他に、共用灯等の共同で利用する施設の管理費用が「共益費」として入居者の負担となります。
なお、各住宅の共益費の負担額は設備内容により異なります。団地自治会等で運営・集金等を行っておりますので、住宅管理人又は団地自治会の役員の方から説明を受けてください。

3 犬、猫、鳥類その他の動物飼育（一時預かりを含む）及び給餌の禁止

犬、猫、鳥類、その他の動物の飼育（一時預かりを含む）及び給餌は禁止です。
動物を飼育していることを発見した場合、条例等の規定により明渡していただきます。

4 その他

入居者に迷惑を及ぼす行為をした場合は、条例等の規定により明渡していただきます。
上下左右の住戸からの生活音はある程度聞こえることがありますので、ご了承ください。
共同住宅ですので、「お互いさま」と思いやりの心を持った生活を心がけてください。
駐車場は、団地敷地内にありませんので近隣の民間駐車場を各自ご契約ください。

様式第１号（第３条、第39条関係）　　（資料１）

市　営　住　宅　入　居　申　込　書

行田市長

行田市市営住宅条例第９条(第 40 条)の規定により、次のとおり市営住宅入居の申込みをします。
なお、申込書を提出するに当たり、申込資格があることを誓約し、申込書の記載内容及び申込資格の有無について、行田市が必要に応じて関係機関に情報を求めることに同意します。

年　　月　　日

フ　リ　ガ　ナ		
申　込　者		
住　所		(郵便番号　　－　　)
電　話　番　号		
勤務先	名　称	
	所 在 地	(郵便番号　　－　　)
	電話番号	

入居家族（入居家族とは、現に同居し、又は同居しようとする親族）

続柄	フ　リ　ガ　ナ 氏　名	生年月日	年齢	職　業 (勤務先又は学校名)	摘　要 (障害等)
本人					

□　入居予定者の世帯区分　（条例第 10 条関係）
　１．一人親　２．高齢　３．障害　４．子育て　５．多子　６．その他
（　　）

□　公募によらない入居申込み　（条例第６条関係）　［第　　号］ 該当

注　１　太枠の中のみ記入してください。
　　２　摘要欄には、障害等の区分及び等級（身体(１級～４級)、精神(１級～３級)、知的(Ⓐ～C)、その他(名称・等級等)）を記載してください。

申込者氏名 ※外国人通訳者の方がいる場合、通訳者の方の記入をお願いします。	フリガナ		
連絡先電話番号	自宅：	過去申込回数	初めて
	携帯：		回(　　年　　月頃)

○居住の状況

家屋の状況	アパート　　貸家　　社宅または寮　　下宿または借間 親宅に同居　　兄弟又は知人宅に同居 持家(築　　年)　　住宅以外の建物(物置等の改造等) その他(　　) 差押競売物件　　家主による立退きの要求(理由:　　) その他(　　) 保安上危険・衛生上有害な建物(　　) シロアリの発生・耐震性能の不良・対応年数の著しい経過(老朽化)		
居　室　数	室 (延べ畳数　　畳)	申込者が使用している居室数をご記入ください。 洋間の場合、畳数に換算してください。	
台所・便所等の使用形態	台所	便所(水洗・汲取り)	風呂
	専用・共同	専用・共同	専用・共同
家　賃　等	家賃(月額)　　円	契約更新	可・不可

○緊急時等連絡先予定者

関　係	氏　　名	住　　所	勤　務　先

○入居希望住宅

申込住宅番号		申込住宅名	住　宅

○申込理由　　※申込をした理由をご記入ください。

（資料２）

同　意　書

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。
また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。
ついては、下記事項をご確認いただき、同意の証として住所・氏名欄にご署名をお願いいたします。

記

1.　個人情報の利用目的
①　賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
②　各種情報、及び連絡事項のご連絡やご案内
③　各種アンケートのお願い
④　調査・統計資料の作成
⑤　その他住宅等の管理上必要な場合

2.　個人情報提供の任意性
申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。
なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3.　個人情報の第三者提供
当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

4.　個人情報の預託
当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

5.　個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き
当公社は、本人又は本人から依託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。
なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について、確認しました。ついては、その利用目的等について同意します。

令和　　年　　月　　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社　理事長

申込者 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申込者 氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

TEL　048-829-2863　　FAX　048-824-3786
メールアドレス　privacy@saijk.or.jp

（資料３）

入　居　証　明　書

年　　月　　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現在、上記の者は、　　年　　月　　日より下記住宅に入居していることを証明します。

記

住宅所在地	
住　宅　名　称	
家　賃（月額）	
住宅所有者	
契　約　期　間	

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証明者　名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

前年１月２日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。　　（資料４）

給　与　支　払　証　明　書

氏名		採　用 年月日	年　　月　　日	職種		扶養家族	人

年　　月	基　本　給	賞　　与	時間外勤務手当	その他の手当	月の総支払額
年　　月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合　計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和　　年　　月　　日　　給与支払者　　所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称及び代表者氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……給与支払者様へ

ア　さかのぼって１年間（勤務が１年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。
（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）

イ　記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。

ウ　記載される金額は、税込額により記入してください。（手取り金額ではありません。）

エ　記載を必要としない欄は斜線を引いてください。

オ　訂正箇所には必ず訂正印を押してください。

カ　通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

※前年１月２日以降に自営業を開業した方に提出していただくものです。　　（資料５）

収　支　明　細　書

年　　月　　日

１　所得者住所　　電　話

　　氏　　名

２　業　種　名　　３　事業開始年月日　　年　　月　　日

　　事業所所在地　　電　話　　４　事業期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

　　事業所名称

５　月別収支内訳

摘　　要		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合　計
収入の部														
支出の部														
差　　引														

※　この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

（資料６）

退　職　証　明　書

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、　　年　月　日付で退職したことを証明します。

年　月　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証明者　名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

※この証明書は前年１月２日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

（資料７）

在　職　証　明　書

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、　　年　月　日より当社（所）に在職していることを証明します。

年　　月　　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証明者　名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（資料８）

自活状況申立書（単身入居の入居者資格認定のための申立書）

氏　名	生年月日　　年　　月　　日生（　　歳）
現住所	

《 該当するものに丸印を付け、又は記入欄に記入してください。 》

1　あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護（介助・援助）を必要としますか。
①必要とする　　②必要としない
※下記の質問「４」に掲げる項目に照らしてお答えください。

◎上記１で「必要としない」とお答えになった方は、最後の５の親族に関する事項のみお答えください。

2　現在のあなたのお住まい等の状況についておたずねします。
(1)あなたの現在のお住まい等は
①住宅　　②施設・病院等　　③その他（具体的に　　）
(2)住宅にお住まいの方におたずねします。
・あなたの住んでいる居室の階層は
①１階　　②２階（エレベーター有 ・ 無）　　③３階以上（エレベーター有 ・ 無）
・同居している方は
①いる　　②いない
(3)施設・病院等に入っている方におたずねします。
・施設・病院等の名称は（　　）
・施設・病院等の種類は　①特別養護老人ホーム　②障害者療護施設　③病院・診療所
④その他（　　）
・現在の施設・病院等から市営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

〔　　〕

3　現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。
(1)介護保険法による市町村の認定を　　①受けている　　②受けていない
市町村の認定を受けている場合はその内容　（要支援、[要介護１、２、３、４、５]）
(2)日常生活において何か福祉用具を使用していますか。
①使用している　福祉用具の種別（　　）
②使用していない

4　あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。
裏面表中の該当する欄に丸印を記入してください。
また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入してください。

項目		①現在の日常生活において介護（介助・援助）を必要としていますか。			②　①において介護（介助・援助）が必要と答えた方は、現在、介護（介助・援助）をどこから受けていますか。			③　①において介護（介助・援助）が必要と答えた方は、市営住宅に入居したときにどこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか		
		必要なし	一部必要	全部必要	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介助・援助		介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介助・援助	
						公的機関（市町村、保健所、支援センターなど）	民間（ボランティア団体、NPO、親族など）		公的機関（市町村、保健所、支援センターなど）	民間（ボランティア団体、NPO、親族など）
基本的な動作	居宅における移動									
	食事									
	お風呂									
	トイレ									
	着替え									
	炊事・洗濯・掃除等ふだんの家事									
その他	相談									
	見守り									

○現在受けている介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

（　　）

○現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

（　　）

○入居申込みをした市営住宅において受けることを予定している介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

（　　）

5　生活の相談ができる親族（２名）の氏名、住所、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。

氏名	住所	年齢	電話番号	続柄

以上の申立てのとおり相違ありません。また、行田市が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、市町村（福祉主管部局等）に意見を求める必要がある場合において、行田市が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することに同意します。

令和　　年　　月　　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（資料９）

婚　約　申　立　書

私たちは、　　年　　月　　日に婚約成立し、

年　　月　　日入籍予定であることを申し立てます。

年　　月　　日

申　立　者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

（注）　①　入居指定日の前日までに入籍したことが確認できることが条件になります。

②　未成年の方は親権者の同意書が必要です。

（資料１０）

内縁関係、事実婚(パートナーシップ)申立書

私たちは、　　年　　月　　日頃から婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活をしている関係であることを申し立てます。

年　　月　　日

申　立　者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

（資料１１）

申　　出　　書

年　　月　　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

私は、

のため、　　と戸籍上離婚していませんが、

事実上婚姻関係が解消しており、今後も同居することはありません。

申出者　　住所

氏名

（資料１２）

DV 被害者世帯証明書

令和　　年　　月　　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社　理事長

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　　生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

上記の者について、

・ 配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第３条第３項第３号の規定により

年　　月　　日 ～　　年　　月　　日の間一時保護していた
年　　月　　日 から一時保護している。

・配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第５条の女性自立支援施設又は、
児童福祉法第２３条第１項の母子生活支援施設に

年　　月　　日 ～　　年　　月　　日の間一時保護していた
年　　月　　日 から一時保護している

ことを証明します。

令和　　年　　月　　日

施設長 関係機関

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（表面）　　（資料１３）

公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書

（フリガナ） 氏 名（※１）		男 ・ 女
生 年 月 日	年　　月　　日	
（フリガナ） 氏 名（※２）		男 ・ 女
生 年 月 日	年　　月　　日	
（フリガナ） 氏 名（※２）		男 ・ 女
生 年 月 日	年　　月　　日	
（フリガナ） 氏 名（※２）		男 ・ 女
生 年 月 日	年　　月　　日	
連絡先等（※３）		

配偶者暴力対応機関

機関名及び代表者氏名（※４）

所在地、電話番号

受付日　　年　　月　　日

【配偶者暴力対応機関記載欄】（※５）

上記の者は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことを確認する。なお、本確認書の用途は、公営住宅への入居等に関し、配偶者からの暴力を理由 に避難している者からの申出に使用する場合に限るものとし、他の制度に関する申 請、訴訟等に使用することはできない。

（裏 面）

※１ 配偶者からの暴力被害を申し出た者の氏名を記入すること。

※２ 配偶者からの暴力被害を申し出た者に公営住宅への入居等の対象となる同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。

※３ 連絡先（本人の連絡先以外にも、関係機関や代理者など本人と連絡のつく者の 名称及び電話番号も可）を記入すること。

※４ 配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署等）が相談を受け付けた場合に記入すること。
代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、氏名を省略すること。また、代表者は、適切な組織の長とすること（市町村等の長である必要はない。）。

※５ 対応機関記載欄には、必要に応じ、整理番号や、本人確認を行った旨などを記載すること。

（その他）

１ 確認書の太枠内は配偶者からの暴力被害の申出を受けつけた機関等が記入すること。

２ 各都道府県・市町村の住宅部局においては、確認書に記載されている相談機関 等や確認書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者 を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。確認書の太 枠内は配偶者からの暴力被害の申出を受けつけた機関等が記入すること。

３ 民間支援団体においては、「機関名」に団体名を記載し、「代表者氏名」については氏又は名のみの記載で差し支えないが、団体印又は代表者の印（個人印し かない場合は個人印でも差し支えない。）を押すこと。「所在地」については、秘匿できることとし、「電話番号」は連絡がつく番号を記載すること。また、「対応機関記載欄」には、以下の内容を記載すること。

① 連携している地方公共団体名（本件配偶者からの暴力と関係が深いところ）と連携の態様（婦人保護事業委託団体、地域配偶者暴力協議会参加団体及び補 助金等交付団体）

② 本確認書記載者に対する支援の概要

（資料１４）

同居に関する理由書

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

年　　月　　日

申請者(入居名義人)

住所

住宅

氏名

連絡先

私は、市営住宅の同居の申し込みに当たり、介護・看護・世話等の状況その他同居を要する理由について、下記のとおり申し出ます。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">介護・看護等をする者</td><td>氏　名</td><td colspan="3"></td><td>続　柄</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護・介護等を受ける者</td><td>氏　名</td><td colspan="3"></td><td>続　柄</td><td></td></tr>
<tr><td>年　齢</td><td>歳</td><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護・看護等を必要とする理由</td><td>病　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>障　害</td><td colspan="5">手帳　　級</td></tr>
<tr><td>介護認定</td><td colspan="5">□要支援（　　）　□要介護（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">介護・看護等の状況</td><td>食　事</td><td colspan="5">□一人でできる　□一部介助　□全介助</td></tr>
<tr><td>入　浴</td><td colspan="5">□一人でできる　□一部介助　□全介助</td></tr>
<tr><td>排　泄</td><td colspan="5">□一人でできる　□一部介助　□全介助</td></tr>
<tr><td>炊事・洗濯等</td><td colspan="5">□一人でできる　□一部介助　□全介助</td></tr>
<tr><td>買い物等</td><td colspan="5">□一人でできる　□一部介助　□全介助</td></tr>
<tr><td>その他特別な医療・介護等</td><td colspan="5">□無し　□有り（　　）</td></tr>
<tr><td>介護・看護等の具体的な内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>その他同居を要する理由</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

注)　続柄は、名義人を「本人」とし、名義人からみた関係(祖父母、甥姪等)を記入してください。

□印は、該当する項目にチェックをしてください。

※添付書類：戸籍謄本、住民票、その他介護・看護等が必要なことを証明するもの

（診断書、各種障害者手帳、介護保険被保険者証の写し等）

行田市市営住宅　一覧

名　称	住　　所	棟	戸数	建設年度	構造	間　取	家賃(目安)	ガス	備考
竹の花	桜町 1-4-8		20	S46	5 階建	2UDK (41.77 ㎡)	10,400～22,400	都市ガス	単身可
小 橋	谷郷 3-5	1	30	S47	5 階建	2UDK (43.97 ㎡)	11,100～33,200	都市ガス	単身可
		2	30	S48		2UDK (47.55 ㎡)			単身可
		3	30	S49		3DK (53.05 ㎡)			単身可
		4	30	S49		2UDK (47.55 ㎡)			単身可
		5	30	S50		3DK (53.05 ㎡)			単身可
		6	20	S51		3DK (55.40 ㎡)			単身可
佐 間	佐間 1-5-3	1	20	S53	5 階建	3DK (55.50 ㎡)	14,000～33,200	都市ガス	単身可
		2	12	S54	3 階建	3DK (47.37 ㎡)			単身可
荒 木	荒木 1077	1	30	S55	5 階建	3DK (56.81 ㎡)	15,800～33,800	プロパンガス	単身可
		2	24	S56	4 階建				単身可
中 斉	長野 3-12-35	1	32	S58	4 階建	3DK (65.49 ㎡)	20,300～43,600	プロパンガス	単身可
	長野 3-9-5	2	12	S59	3 階建	3DK (65.56 ㎡)			単身可
旭 町	旭町 10-15		12	S60	3 階建	3DK (51.18 ㎡)	16,500～33,800	都市ガス	単身可
勝 呂	若小玉 2666-1		40	S63	5 階建	3DK (65.49 ㎡)	21,700～44,100	プロパンガス	
斎 条	斎条 404-1	1	32	H4	4 階建	3DK (65.49 ㎡)	22,800～47,100	プロパンガス	単身可
		2	32	H4					単身可
	斎条 501-1	3	32	H6					単身可
新屋敷	南河原 1980		9	H5	3 階建	3LDK (68.68 ㎡ 68.49 ㎡)	24,000～47,600	プロパンガス	単身可

※各住宅とも中層(3～5 階建)耐火住宅ですが、エレベーターはありません。

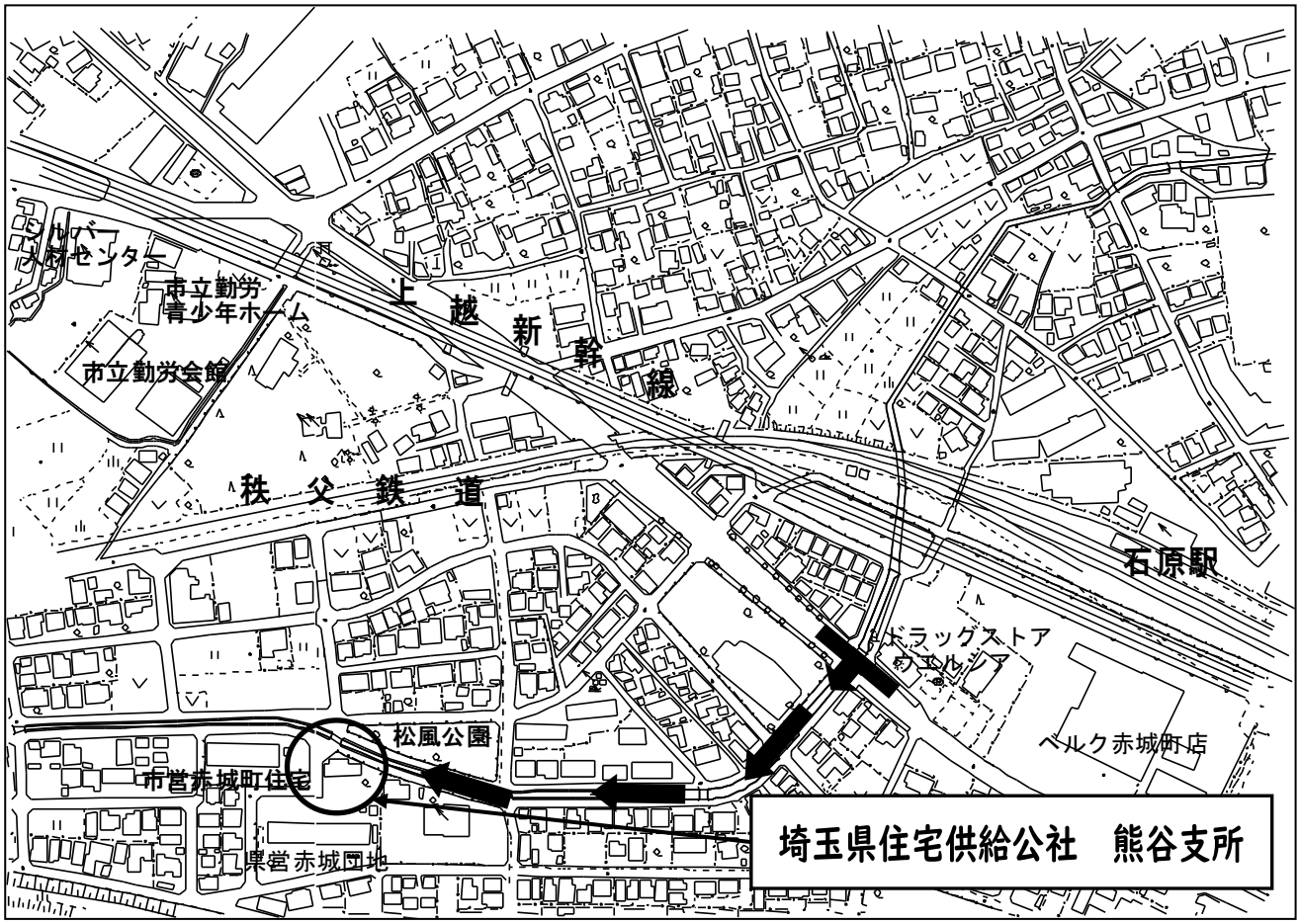
こちらに記載の住宅は行田市市営住宅一覧です。

募集住戸は本誌２ページをご覧ください。

一部の市営住宅の部屋についてご紹介

■スマートフォンをお持ちの方は、下記のＱＲコードから３６０度画像を見ることができます。
※一部の住宅について、内覧することができます。
※画像は、入居することとなる部屋とは限りません。
※募集期間中に限らず、市営住宅の部屋を見ることができます。
※紹介している部屋の画像は、入居前の修繕・クリーニング前のものです。

■竹の花住宅 （２ＵＤＫ）	■小橋住宅１号棟 （２ＵＤＫ）	■小橋住宅２・４号棟 （２ＵＤＫ）	■小橋住宅３号棟 （３ＤＫ）
■小橋住宅５号棟 （３ＤＫ）	■小橋住宅６号棟 （３ＤＫ）	■佐間住宅１号棟 （３ＤＫ）	■佐間住宅２号棟 （３ＤＫ）
■荒木住宅１号棟 （３ＤＫ）	■中斉住宅１号棟 （３ＤＫ）	■旭町住宅 （３ＤＫ）	■勝呂住宅 （３ＤＫ）
■斎条１・２・３住宅 （３ＤＫ）			



お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社　熊谷支所

行田市営住宅担当

TEL:048-577-6043　　FAX:048-524-9769

〒360-0826　埼玉県熊谷市赤城町 1-147-2

受付時間

午前 8：30～午後 5：15

(土・日・祝日 及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)